

一般社団法人 日本ピックルボール協会

加盟団体及び個人会員規約

# 一般社団法人日本ピククルボール協会

## 第1条 目的

一般社団法人日本ピククルボール協会（以下、本協会）は、ピククルボールを通じて万人が楽しめるスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と、豊かな人間性を涵養することで社会の発展に貢献することを目的とする。

## 第2条 本部所在地

東京都台東区浅草橋3-27-14 株式会社カシマヤ製作所内

## 第3条 権限

・加盟団体は次の権限を有する。

- (1) 本協会の加盟団体であることを称すること。
- (2) 本協会に活動内容を報告することにより、本協会のホームページに情報を掲載する。
- (3) 本協会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 本協会のロゴマークも使用すること。

・個人会員は次の権限を有する。

JPA(Japan Pickleball Association)、AFP(Asia Federation of Pickleball)、IFP(International Federation of Pickleball) が開催するいずれかの大会に参加すること。

## 第4条 義務

・加盟団体は次の義務を負う。

- (1) 加盟団体はスポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、年1回以上理事会又は役員会を開催すること。
- (2) 加盟団体は本協会に次の書類を届け出なければならない。
  - 1 当該年度の事業計画書
  - 2 収支予算書及び収支報告書
  - 3 上記の第1号及び第2号の書類を承認した理事会又は役員会の議事録
- (3) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (4) 暴力、暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (5) 団体年会費 12,000 円を本協会に納めること。

(6) 体験会を年 1 回以上実施すること。又はそれ相応の体験者を招き入れること。  
体験会開催に努め、広く普及に取り組むこと。

(7) 加盟団体代表者はコーディネーター資格を取得していること。

・個人会員は次の義務を負う。

(1) 個人会員は年間費 2,000 円を登録時に本協会に納めること。

#### 第5条 年会費

会員は、本協会へ年会費を納付する。

年会費の納付は、本協会の会計年度開始の 4 月と半期開始の 10 月を基準とし、全期分は 12,000 円（個人会員は 2,000 円）、半期分は 6,000 円（個人会員は 1,000 円）を納付する。途中で加盟の会員については、9 月までは全期分、11 月以降は半期分を支払うものとする。

#### 第6条 年会費の用途

会員から徴収した年会費は、本協会の運営費用に充当するものとする。

#### 第7条 加盟及び脱退

(加盟)

・新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会に提出し、本協会理事会の決議を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (4) その他本協会が必要と判断した資料

・新たに本協会に個人会員登録しようとする者は、次の書類を本協会に提出しなければならない。

- (1) 個人会員登録申請書

(脱退)

加盟団体及び個人会員が脱退しようとする場合には、理由を付した「脱退届」を提出しなければならない。加盟団体に関しては、本協会の理事会の決議を得なければならない。

・会員が次の各号のいずれかに該当するときは、脱退したものとみなす。

- (1) 団体が消滅したとき

(2) 年会費を1年以上納入しないとき

#### 第8条 指導

本協会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し必要な指導を行い、改善を求めることができる。

#### 第9条 調査

本協会は加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やその恐れがあると認められた場合、加盟団体に対しその組織運営等の状況に関し報告を求め、本協会役員等に組織運営等の状況を調査させ、書類その他の資料を閲覧、複写させ、加盟団体役員及び関係者へ質問させることができる。

#### 第10条 協力義務

加盟団体は第5条、第7条に定める本協会の監督行為に対して、協力しなければならない。

#### 第11条 処分

加盟団体が第4条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

(1) 注意

(2) 勧告

(3) 資格停止

(4) 退会

1 前項の具体的な手続き及び内容については理事会の決議を経て定める。

2 処分に伴い、当該事業の中止に損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

#### 第12条 その他

- ・加盟団体及び個人会員が第7条により脱退、又は第11条より退会した場合、既に納付した年会費は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払いの義務が生じた年会費は、直ちに納付しなければならない。
- ・必要の場合には、「一般社団法人 日本ピックルボール協会 会則」を参考にする  
こと。

附則

1. この規則は、2020年5月1日より施行する。
2. 2021年5月1日から改定する。